報告監８の第 19 号
令和８年 10 月１日

大阪市監査委員　森　　伊吹
同　森　　恵一
同　出雲輝英
同　永井広幸

例月出納検査結果報告の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の２第１項の規定による例月出納検査を実施し、同条第３項の規定により検査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

第１　大阪市監査委員監査基準への準拠

本検査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第２　検査の種類

地方自治法第 235 条の２第１項の規定に基づく例月出納検査

第３　検査の対象

・ 会計管理者所管の各会計等の出納
　一般会計等　（令和８年３月から令和８年７月分まで）
　中央卸売市場事業会計　（令和８年３月から令和８年７月分まで）
　港営事業会計　（令和８年３月から令和８年７月分まで）
　下水道事業会計　（令和８年３月から令和８年７月分まで）
・ 区会計管理者所管の財産区の会計の出納（令和８年３月から令和８年７月分まで）
・ 公営企業管理者所管の各会計等の出納　（令和８年３月から令和８年７月分まで）

第４　検査の着眼点

収支計算書等の計数は正確であるかを着眼点として検査を行った。

第５　検査の主な実施内容

会計管理者等が作成する収支計算書・試算表等と金融機関が発行する残高証明書・預金証書・預金通帳等を照合した。

第６　検査の結果

第１から第５までの記載事項のとおり検査した限り、重要な点において、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていることが認められた。